

令和4年西川町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

令和4年 7月19日(火) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 39号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第2号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 39号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第2号)

出席議員（10名）

1番	後藤一夫議員	2番	荒木俊夫議員
3番	佐藤仁議員	4番	佐藤光康議員
5番	菅野邦比克議員	6番	大泉奈美議員
7番	佐藤耕二議員	8番	佐藤幸吉議員
9番	伊藤哲治議員	10番	古澤俊一議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	政策推進課長	荒木真也君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸君	健康福祉課長	佐藤尚史君
町民税務課長			
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦君	商工観光課長	土田浩行君
建設水道課長	眞壁正弘君	病院事務長	飯野勇君
学校教育課長	安達晴美君	生涯学習課長補佐	佐藤弘樹君

事務局職員出席者

総務課長補佐	大泉健君	書記	阿部将平君
書記	柴田歆那君		

〔開会時刻 午前 9時30分〕

○古澤議長 おはようございます。

◎開会の宣告

○古澤議長 ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第3回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番 佐藤耕二議員、
8番 佐藤幸吉議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎町長のあいさつ

○古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 本日、令和4年第3回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和4年6月26日から28日の豪雨に伴う被災町道の復旧に関する経費に加えまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費につきまして、急ぎ、予算措置の必要性が生じてまいりましたので、本日臨時会を招集いたしましたところでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、臨時会のごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○古澤議長 以上で町長あいさつは終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第39号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第2号）。

以上、1議案を上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程された議案について、ご説明申し上げます。

議第39号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算（第2号）でございます。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ537万5,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、歳入歳出それぞれ 59 億 740 万円といたすものでございます。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対策及び令和 4 年 6 月 26 日から 28 日にかけての豪雨に伴う被災町道の復旧に関する経費の補正でございます。

歳出から申し上げます。初めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費に掛かる補正につきまして申し上げます。第 2 款総務費につきましては、コロナ禍にあつて、町外に住所を有する町職員の PCR 検査を町立病院に委託するための PCR 検査委託料 137 万 5,000 円を追加するものでございます。

次に、災害復旧に関する経費に掛かる補正を申し上げます。第 11 款災害復旧費につきましては、災害復旧事業、査定資料作成業務委託料 400 万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、第 19 款繰越金 537 万 5,000 円を追加するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

議第 39 号 令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 2 号）、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 議第 39 号 令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算をご覧いただきたいと存じます。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 537 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 59 億 740 万円といたすものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費、並びに令和 4 年 6 月 26 日から 28 日の豪雨に伴う被災町道の復旧に要する経費に掛かる補正であります。

始めに、歳出についてご説明を申し上げます。予算書の 5 ページ、3 歳出をご覧ください

い。歳出につきましては、項ごとに表を作成しており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明の詳細につきまして、説明を申し上げます。

5 ページの第 2 款、第 1 項、第 1 目、一般管理費につきましては、コロナ禍にあって、町外に住所を有する町職員の P C R 検査を町立病院に委託するための P C R 検査委託料 137 万 5,000 円を追加するものであります。感染第 7 波に入っている中で、職場等での感染予防対策が徹底していることなどから、感染確認者がでた場合でも、保健所から職場内で濃厚接触者と判断される事案がごく稀になっているようであります。

そのような状況を考慮し、町職員の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、職場内感染を防止するため、感染が確認された職員と業務上の接触があるものの、濃厚接触者に該当しない、町外に住所を有する町職員の P C R 検査を町立病院に委託するものであります。なお、町内に住所を有する町職員の P C R 検査については、第 3 款、第 1 項、第 1 目、同じく第 2 目の既決予算であります、町立病院での町民を対象とした検査委託料から支出いたすものであります。

第 11 款、第 1 項、第 2 目、公共土木施設災害復旧費につきましては、令和 4 年 6 月 26 日から 28 日の豪雨に伴う被災町道の復旧に係る災害復旧事業査定資料作成業務委託料 400 万円を追加するものであります。

6 月 26 日から 28 日の豪雨では、海味地域以西の町内ほとんどの地域で、国庫負担金事業であります、公共土木施設災害復旧事業の該当要件である 24 時間雨量 80 ミリメートル以上が観測されたところであります。

その結果、お配りいたしております位置図のとおり、西川町大字本道寺地内の町道本道寺線、大字入間・小山地内の町道征矢形中の畑線、大字大井沢地内の町道大頭森線 2 カ所、合計 4 カ所で被災を確認いたしました。今後、国の災害査定に向けて、被災箇所の資料を作成することとなります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が 137 万 5,000 円、災害復旧に要する経費が 400 万円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。4 ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第 19 款、繰越金、537 万 5,000 円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますよう、よろし

くお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） このコロナの関係について、お聞きしたいというふうに思いますが、第7波に入ったということで、町内においても連日感染者が確認されております。やはりマスク等の防止対策と、あとはやっぱり速やかな検査、これが必要だというふうに思います。それで、今までは、町民の方についてはPCR検査を無料で行ってきたわけです。

今回、町外に住む町職員の方ということで、これはこれで結構かと思うんですけども、例えば学校の教員の方、これは町職員でないわけですね。勤務は町にしておりますけれども、県職員であります。こういった方はどうなるのか。あと町内の事業所に勤められている方もいらっしゃるわけでございます。そういった方についても、出来るだけ早く検査をして、防止、対策を取るというのが基本ではないかと思うので、そういった方についての対応をどうなさるのか、お聞きしたい。

あと、この費用について、コロナ対策の交付金で対応できないのかどうか。

併せて2点、お聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

町内の事業所に勤務する町外にお住まいの方のPCR検査の委託料等でございますけれども、基本的には当該事業所の事業継続のための費用ということで、それぞれの事業所の負担ということで、基本的には考えております。町内の事業所に関しましては以上でございます。

○古澤議長 学校関係については、安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

教職員、小学校・中学校に勤務されている方につきましては、現在のところ、町で、無料に対応ということはやっておりません。それぞれの居住するところでの無料PCRとか、あと県で、無料で検査するということがありますので、そういうところで無料で検査ということも可能になっていると思います。

以上です。

○古澤議長 3点目は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 コロナ禍の当初から、国のほうから交付されておりますコロナ対策の臨時創生地方交付金でありますけれども、このPCR検査等についても、コロナ地方創生交付金の対象となるというふうには理解してございまして、事業計画の中でも想定はいたしておるところではあります。

しかしながら、今回の補正予算の中では、これまでの充当している分が、配分になっている分を上回っているような状況にもなっておりますので、今回の予算では、一般財源として計上いたしておりますけれども、今後地方創生臨時交付金に計上いたしております事務事業、これらの精査、そして決算の時期を迎えますと、こういったものについても対象として提示をしていくということになるのかな、というふうに考えておりました、地方創生臨時交付金の対象経費として十分であるというふうには理解しておるところであります。

以上です。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 財源については、ぜひいただけるものはいただいていたきたい、というふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、町外の方ですけども、今の第7波に入って、感染力が非常に強い、ということでもあります。速やかに検査をして、対応すべきだと思います。

そして、目立つのが若年層であります。ワクチンの接種率も低いということでありまして、そういった場合において、子ども達を預かっている学校の先生とかですね、早めに受けていただいて、子ども達を守るということ考えた場合、あなたはどこの市だから、そこへ行ってしなさい、というのではなくて、できるだけ、ここでできるのであれば、町でやって、子ども達を守ってあげるべきではないか、というふうに思うわけです。

あと、事業所においても、確かに事業継続のためにはありますけれども、町の産業として皆さん頑張っていらっしゃるわけですから、もし病院でできるのであれば、若干負担を町でしてあげても、私はいいのではないかな。これは継続的な企業を守るためにも、行政としてすべきではないかな、というふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 荒木議員から、町外から町内の事業所に勤務されておられる方のPCR検査、これの町立病院等への、委託して、無料化を図るべきというご意見頂戴いたしました。

私どものほうでも、今回、この町職員の補正予算、これを計上させていただくに際して、いろいろ検討した中で、当然、町内の事業所にお勤めの、町外からお務めの方というのもしらっしゃるといふふうに認識いたしておりまして、それらの扱いというものも、今後の課題であるといふふうには認識しておるところでございます。

これまで、町内の事業所から町外から来ている人のPCR検査、これの町立病院でのいわゆる実施、そして経費の町からの助成、そういったものを行ってほしい、というようなお話は一切ないというような状況ではございますけれども、商工会、そして商工観光課のほうでの事業所、いろいろご相談乗りながら、この間、相談、そして協力というかたちでやっている中では、そういった声はないわけではございますけれども、私どもといたしましても、議員まさしくご指摘のとおり、今は一刻も早く陽性陰性、これを明らかにして然るべき措置を取るというのが、このコロナ対策の基本的な重要なところだと思っておりますので、そういったかたちの町外から町内の事業所にお勤めの方へのPCR検査の助成、これらについても、なお今後共、関係方面とも確認しながらいろいろ検討はしてまいりたいといふふうに考えておるところでございます。

基本的には、先ほど健康福祉課長がご答弁させていただいたとおり、事業継続はあくまでも事業所の責任、事業主の責務として、新型インフルエンザ対策措置法にも謳われているところではございますので、事業所の方もそういった面は十分に認識されておられるといふふうには理解しておるところでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） 広く町民を守るということにおいて、交付金を使う。

町の職員だけではなくて、多くの町の企業も守るという意味において、ぜひ前向きに検討していただきたい。これはお金とかいう問題ではなくて、コロナに対してどうやって対応するかっていう、対応の姿勢が問われるわけですから、そこを基本的に考えていただきたいと思います。

1つだけですね、これ3回目の質問なのであれなんですけども。保育所の職員は任用職員であっても町の職員ということで受けられます。小中学校の教員は県職員ですから、先ほどあったように県のやつか、自分の住所地ということで、授業をもっているときにわざわざ自宅のある所まで戻ってくるというのは非常に大変なわけです。病院で受けられるの

であればね、やっぱり病院で受けて、子ども達への影響がないようにする。そして早めに見つけて子ども達への感染を防ぐ、という面においては、少なくとも小中学校。保育園は大丈夫ですから、小中学校の教員、職員については町の職員と同様の扱いをしていただきたい、ということをお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

議員からご指摘ありましたように、小学校、中学校にもいろいろな雇用の職員がいるというのは私どものほうでも認識しております。当然のことながら、町においても会計年度任用職員も含めた中で、正職員、会計年度任用職員、一緒となってPCR検査にしても、様々な対策を講じておるわけでございますので、学校にあっても、そういった雇用形態の有無にかかわらず、やはり感染防止、拡大防止というのが第一でございますので、同じようなかたちの中で考えながら、検討すべきものであるというふうには理解しておりますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） 私からはコロナの補正なんですけども、町外の職員の方の対象だということで、町内の職員の方は既設の予算で対応する、というような話がさっきありましたけれども、当初からこの既設の予算は町外の職員は抜きで考えていた予算組みというのは、私今日、初めて聞いたのですが、当初からそういう予定だったのか。またはその予算がなくなったがために、今度また新たに予算組みをするのか、そこら辺、ちょっと分からない点が1点あります。

他の事業所っていうか、民間と違って役所ですので、町外・町内を分けて予算組みしたっていうのは、ちょっと私はげせないというふうに思うのですが、そこら辺の見解を1つお願いしたいのと、あとこの137万5,000円っていうのは、1人当たりの単価、前だと、聞いた時は2万7,500円とかっていうような、それは一般的な相場が2万5,000円から7,000円の間だから、という話だったのですが、今現在のこの予算組みに対しての1人当たりの単価っていうのはいくらなのか、お聞きします。

○古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

1 点目の、現段階での町職員、町外に居住している町職員のPCR検査の予算化についてのご質問でありますけども、先ほど補足説明でも若干申し上げましたけれども、以前ですとコロナの感染が確認されますと濃厚接触者というなかたちで事業所、ご家庭、あるいは日常生活の中で関わりのあったような人、こういった方を濃厚接触者として保健所のほうが判断されておった、というふうに理解してございます。

濃厚接触者ということになりますと、行政的なPCR検査を受けられる、というようなことで、受けられると言いますか、行政的なPCR検査を受けなければいけない、というようなことで、即PCR検査を受けられておったというふうに理解してございます。

しかしながら、今年の3月でございますか、新聞報道等によりますと、厚生労働省のほうから保健所のほうに通達が発出されてきて、いわゆる感染のハイリスクのある家族の方、あるいは高齢者の方、そういった方についての濃厚接触の判断を強化していこう、ということ、出ておるといふふうに私は理解しております。

そういったこと等も含めながら、先ほど申し上げましたように、一方では事業所、あるいは地域社会、そういったところでマスク着用、密の回避というようなことで感染予防が徹底してきている、というようなこともありまして、この春以降ですと職場の濃厚接触者の判断がだいぶなくなってきた、と。ほとんど皆無に等しくなっているんじゃないか、と私どもは理解しております。

そういったことから、当初ですと濃厚接触者ということになりますと、そういった行政指導、そして行政検査というようなかたちでの対応と考えておったのですが、ここにきてそういった状況に変わっておりますので、いわゆる職場の中で、職員の感染が確認された場合は業務的に関わりのある職員、これらの早期の陽性陰性、これをはっきりさせて対応していく必要があるということで、この時期に補正予算を計上させていただいた、ということでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の今回の予算に際してのPCR検査の単価でございますが、議員ご指摘のとおり、1回2万7,500円で町立病院に委託する、ということについては、議員ご指摘のとおりでありますので、よろしくご理解下さるよう、お願いします。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） 1点目の今の答弁を聞いて、私の質問に対する答えがちょっと分から

なかったのですが、要するに当初予算をやっていたものは、町内の居住する職員に関しては予算組みをしましたけれども、今回は町外の方の予算組みをしたということによろしいんでしょうか、というような、私は質問をしたつもりなんですけども、ちょっと今の回答では、ちょっと分からなかったのです。

あともう1つですね、2万7,500円っていうのは、当初から、去年から一昨年あたり、機械を町で買ったときからの単価です。その時の診療報酬が1800点です。去年の12月31日で、それ終わりです。1800点っていうのは外注に出した場合ですから、当町では機械がありますので、その場合は恐らく1350点だと思います。それが700点に下がったわけです。7月1日から。経過措置が3月31日まであって、その後700点に下がった。要するに1万3,500円から7,000円に下がったわけですよ。その差額というものを、2年前の単価と今のままの単価で病院としてはよろしいのかどうか。そこら辺の検討をしたのかどうか。人数がたいしたことがないので、掛ける差額、6,500円ですかね、それがたいした金額にならないのかどうか分かりませんが、そこら辺の診療報酬が下がった点に関して、病院としての異議申し立てがあるのかどうか、お願いします。

○古澤議長 1点目は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 議員から、町内に住所を有する職員のPCR検査の検査料、これの関わりのご質問でございましたけれども、当初から予算的に既決、計上させていただいて、ご承認いただいております町民の無料のPCR検査、これにつきましては町民の方であれば、何人、いわゆるいずれの方でも該当するというので、町民の無料検査については町民だれでも無料で受けられますよ、というようなかたちで、濃厚接触者であろうが、なかろうが、症状があろうが、なかろうが、ちょっと不安があれば受けられる、というようなかたちでこの間やってきたところでありまして、これについては町内に住所を有する町職員でも該当すると、いうことで、当然要項もそうなっておりますし、これまで実施しておりますので、それはそれで従来から何ら変わるものではありません。

それに先ほど申し上げたような経過を含めて、今回町外に住所を有する職員というようなかたちで計上させていただきたいと、いうことで、上程させていただいているものでありますので、よろしくご理解下さい。

以上であります。

○古澤議長 2点目は、飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 ただ今の質問について、お答えさせていただきたいと思います。

現在コロナのPCR検査につきましては、自由診療ということになっておりまして、診療報酬とはまた別に2万7,500円というようなことで、これまでどおり、病院のほうでは考えておりますので、そのようなことで進めていきたいというふうに現在考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） ちょっと何回も申し訳ないんですけども、今3回目、これで終わりです。

町民があまねく受けられるというようなことで、役場の職員もということ、町外の役場職員はこれまでそれに入っていなかった、ということです。

今後は、やっぱり前も私言いましたけども、エッセンシャルワーカーと称して、そういうものは当初から見込んでいないとまずいのかな、と。今後、この前も話しましたけれども、ワクチンも、この前、1週間ほど前になるのかな、国でも今度医療従事者と介護従事者は、ワクチンは年齢制限なく受けられるようにする、というようなことになりました。そういう面で、俗に言うエッセンシャルワーカーに関しましては、当初からそういうふうな危機管理をもって予算組みをしてもらったほうが、今後はいいのかな、ということで、お願ひしたいというふうに思います。

それと、診療報酬に関しては下がっても2万7,500円でいいんだ、というような病院の判断であれば、それは構いません。

以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 2点ほど、質問したいと思います。

まず1点目は、今まで出ておりましたけれども、PCR検査の件なんですけども、町外に住所を有する町職員のPCR検査ということなんですけども、これを初めて見たときに、どうも平等感がないような印象を受けたんですね。今までお二人の方も質問をされてこられましたけれども、他の事業所は事業所の責任の中でやるべきだ、というような返答でした。

例えば、今ありましたけども、じゃあ介護施設の場合はどうするんだ、と、あるいは総合開発、第3セクター関係はどうするんだとか、そういうことは検討されているのかどう

か。やはり町民から見て、なぜ町職員だけなの、というようなことを思われたいのか、と非常に思うんですね。それに対するこの回答を、できれば菅野町長にお願いしたい。

それから2点目は、災害復旧の件なんですけれども、災害復旧、町道で4カ所ということなんですけれども、これの査定資料の作成の業務委託ということで、400万ですね。これ4カ所ですから、査定するに1つの業者だけなのかどうか、の査定なのかどうか。それとも数社入るのかどうか。その辺をお聞きしたい、というふうに思います。

○古澤議長 1点目は、菅野町長。

○菅野町長 佐藤耕二議員のご質問にお答えいたします。

PCR検査の、今回の、今回に限らずということでもよろしかったですよね。今後のPCR検査の必要性、無料での予算を組むかどうか、ということについてのご質問かと思えますけれども、今、例えばということで、福祉法人のお話とか、第3セクターのお話がございました。

こちらのほうは、今後のコロナ特交の交付金の使い道が確定するのが、もう少しあるものですから、そういった未執行予算の状況を踏まえながら、こちらの対象に拡大すべきかどうか、というのを考えてまいりたいと思うんですけれども、これ1回それをする、今年度だけで余ったから今年度だけでできるかどうか、という議論の継続性のところもありますので、そういった面も含めて、9月の議会にはご回答できるようにいたします。

今回だけでいいのか、という答えであれば、多分できますということになりますけれども、今回の今年度だけですね、今年度の未執行予算というのが恐らくあると思いますので、コロナ特交の話はですね、ですのでその議論はお金があるからできるという面は、今年度においてはできるわけなんですけれども、来年度以降の話も考えると、対象というのをしっかりと決めなくてははいけませんので、時間をいただければと思います。

○古澤議長 2点目は、眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 今回の4カ所の公共土木施設災害復旧事業の委託料につきましては、既決予算で400万円ございました。1カ所当たり、約200万円かかりますので、4カ所ということで、既決予算の400万円では足りなくなりますので、補正をお願いしたところです。

7月7日にまず最初に本道寺線と大頭森線ということで、大規模な被災したところから入札でもって業者を決めておまして、11月30日までの工期でお願いをしているところでございます。今回補正予算でご可決をいただければ、その業者に相談をいたしまして、

もし可能であれば、その業者のほうに追加をお願いするというようなことも考えております。

平成 25 年の約 40 カ所被災したときの対応としましては、だいたい 4 工区に分けて発注したわけですが、1 工区 10 カ所から 11 カ所で 4 工区に分けて、4 業者に委託したところであります。今回の 4 カ所につきましては、当然箇所数から見て、1 つの業者でもできるのかな、というようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○古澤議長 7 番、佐藤耕二議員。

○7 番（佐藤耕二議員） PCR 検査のほうなんですけども、町長のほうからご回答いただきましたけれども、やはり財源も当然あるわけなんですけども、先ほど言ったように、町民の方から不平等ではないか、というような意識を持たれるのが一番じゃないかと思うんですよ。ですから今言ったようなことが、町民みんなが理解しているわけではなくて、町職員だけがこういうふうな対象になるのか、と。他の方はならないのか、と。というようなことをどういうふうにも説明できるのかどうか、じゃないかと思うんです。

その辺をしっかりと議論しておかないと、それと同時にそういう対象外の人たちは、今からの状況もあるでしょうけども、その中に該当するように入れるんだったならば、9 月議会、あるいは今後のコロナ交付金の問題もあるんでしょうけども、その辺をある程度きちんと町のほうで考えをまとめておかないと、いけないのではないかな、というふうに思います。

それと、災害復旧なんですけども、今回は 400 万なんですけども、要するに 200 万 1 カ所で 800 万ということなんですけども、11 月末までということなんですけども、ちょっと 1 カ所だけお聞きしたいのは、この大頭森山の町道ですね、この地図だけでははっきりしないんですけども、町道大頭森山線の (1) ってやつがありますよね、これは前から、何か崩れているところではないかなと私ちょっと思っていたんですけども、その辺の状況なんかも分かれば教えていただきたい、というふうに思います。今回の 6 月の豪雨で崩壊したのかどうか、ということです。

○古澤議長 眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 公共土木施設災害復旧事業補助金の災害申請をする要件として、時間雨量 20 ミリ、日雨量 80 ミリ、あと過年災でないこと、というようなことで要件がありますので、過年災ではございません、ということで今回の災害でございます。

以上であります。

○古澤議長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 1点目のPCR検査の関係について、お答えさせていただきます。

議員からもございましたが、町民の方はこれまでも、先ほども申しあげましたように、如何なる状況であっても町立病院では無料で検査を受けられる。

それに、今回町として、いわゆる職員の事業所の事業主でございますので、そういったことで、町外に住所を有する町職員は受けられないということでありましたので、事業所、事業主として、そこの予算的なものを計上させていただきたいと、こういうことで上程させていただいている、というのがこれまでお答え申し上げてきたとおりでありまして、議員おっしゃる、いわゆる町民に関して漏れているというような方はいらっしゃるというふうに認識しておりますので、先ほど来、ご質問、お答えさせていただいておりますとおおり、いわゆる町内にある事業所に、いわゆる町外から勤務されておられる方、こういった方の扱いというものが、今後先ほど来、検討させていただくということでお答えしているとおりでありますので、これまではそういった事業所等からの要望は一切ございませんが、なお町内の関係団体等とも話を聞きながら、今後検討を進めてまいりたい、というものでありますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 先ほどの質問の中で、町民の理解というような話、町民の理解というのは、町民の方の事業主の理解というふうに私ちょっと考えていたんですけども、町民の方はね、誰でも受けられるというふうに理解していると思いますけれども、それ以外の事業所の方は、私のところに勤めている町外の方は、じゃあ受けられないのか、と。何で町だけなんだ、というふうな話になるのではないかと、という意味でちょっと申し上げたつもりだったんですけども。

いずれにしても、総務課長のほうからも、先ほど町長のほうからも今後も検討していく、ということなんでね、その辺よく本当に考えていただいて、不平等感だな、というふうに思われぬようにしていただきたいな、というふうに思います。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） 1点だけ、要望です。

コロナの、今のPCR検査について、なんですけども、コロナは市町村の職員をターゲットにしてあっちだ、こっちだ、というわけにいかないの、できれば県のほうにお願いしていただいて、どこでも受けられる。そして受けた分の費用については、各市町村に請求できるような体制を取っていただければ町立病院でも受けられる、というふうなことになるのではないかな、というふうに思っております。

そうしないと、あっちで受けてくださいって言っても、その間に感染が広がる恐れがありますので、それと西川町に来ている方の費用を全部西川町でもつというのは、人数が多ければ多いほど、財政的にも大変だと思いますので、先ほど言ったような、どこでも受けられて、その分は各市町村に請求できるよ、というような体制を取っていただけないかどうか。

ちょっとそこだけ、要望と確認をお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

PCR検査につきましては、西川町本町でも従来から対応しておるところでございますし、山形県でも県なりのPCR検査の無料化というなかたちで、当然どこの医療機関でもいいというわけにはいかないと思いますけれども、県立病院等々でやっておるというふうに認識しておりますので、県のほうでは当然PCR検査の無料化、そして迅速な感染のいわゆる防止というものには努めておられるんだな、というふうには理解しているところでございます。

以上であります。

○古澤議長 他、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第39号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和4年西川町議会第3回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午前10時18分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員